

特殊詐欺事件の発生について

1 認知日

令和8年4月14日（火）

2 発生日

令和8年1月18日（日）から同年4月13日（月）までの間

3 被害額

現金 746万8,953円

4 被害者

和歌山市内に居住する60代男性

5 状況

令和8年1月18日、被害者はインターネットで株式投資の広告が表示されたのでクリックしたところ、SNSのアカウント追加画面に変わりアカウントを追加しました。

そのSNSで株式投資に関するやりとりをする中で、別アカウントの者を紹介され、更に別の者からグループアカウントの送信を受けグループに加入したところ、「私の指定する株を買ってください。投資専用のアプリをインストールしてください。アプリ内のカスタマーサポートに運用資金の振込口座を開いてください。」などと指示され、投資専用のアプリをインストールし、2回にわたりインターネットバンキングで指定された口座に合計540万円を振り込みました。

その後、投資専用アプリで資産が増えている状況であったため、利益が出た資産を引き出そうと思い相手とやりとりしたところ、「引き出し手数料として206万8,953円振り込んでください」と指示され、同年4月13日、相手から指定された口座に振り込んだが、追加の手数料を要求されたので、警察に相談したところ被害に気づいたものです。

6 その他

詐欺電話の遮断には「国際電話利用休止申込み」や「警察庁推奨アプリ」の利用が大変効果的です。

詳しくは「#みんとめ」を検索、または最寄りの警察署にお問い合わせください。

万が一、知らない番号から電話を受けた場合はすぐに通話を切り、相談無料の

『ちょっと確認電話』 0120-508（これは）-878（わなや）  
に確認してください。